

変額年金保険を使った相続対策

1. 変額年金保険の概要

- ・「定額年金」は契約時に将来受け取る年金額が確定しているのに対し、「変額年金」は特別勘定(ファンド)で運用されるため、その運用実績によって、解約返戻金、年金原資、死亡保険金が増減します。株式や外貨資産で運用する結果、高い収益が得られることもあれば、逆に運用期間中に解約した場合の受取額が保険料総額を下回る(元本割れ)こともあります。
- ・運用期間中に万一のことがあった場合は、死亡時の積立金額が遺族に支払われます。この場合、死亡保険金額は仮に運用がマイナスになっていた場合でも払込保険料相当額は最低保証されるタイプが一般的です。また、年金原資が保証されているものや、運用が好調な場合に年金原資の最低保証がステップアップする商品もあります。
- ・このように、変額年金保険は一言でいえば「投資信託に保険がくっついた商品」と言えるでしょう。現在では銀行や証券会社でも窓販解禁され、今の投信ブームに拍車をかけています。

2. 相続対策としての活用

(1) 争族対策

変額年金の死亡給付金は一般の生命保険と同様に受取人を指定することが出来ます。従って被相続人の遺志を反映させることができ、遺言と同様に争いを防止する効果が期待できます。

(2) 評価引下げ対策

- ①変額年金は被保険者の加入年齢が 80 歳までのものも有り、又、生命保険よりも加入が容易なため、年金受給までの死亡給付金に対しては、相続税の非課税枠(500 万円×相続人数)を適用することができますので、預金などからシフトすることによる評価引下げ効果が期待できます。

(事例) 相続財産 3 億円(基礎控除前) 相続人 子 2 人

相続税額

対策前 5,800 万円

対策後 5,400 万円 差引 400 万円相続税額軽減

※預金のうち 1,000 万円を変額年金に移行後運用期間中に相続があった場合

- ②年金受給中に年金受取人が死亡した場合には「年金受給権」の相続となり、残存期間に応じて評価引下げ効果が期待できます。

評価額=1 年間に受取る年金額×残存期間×残存期間に対する課税評価割合

残存期間	5 年以下	5 年超 10 年以下	10 年超 15 年以下	15 年超 25 年以下	25 年超 35 年以下	35 年超
課税評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

- ③贈与税の非課税枠を使って長年に渡り親から子へ現金を贈与し、それを原資に子に変額年金に加入すれば、親の相続財産の移転と将来の相続税の納税資金を確保することができます。この方法は、単純に現金で贈与するよりも、子に無駄使いさせない予防効果もあります。

(事例) 上記①の場合で年 310 万円を子 2 人に 10 年間贈与した場合

相続財産の移転額 6,200 万円、10 年間の贈与税 400 万円、相続税軽減額 2,160 万円

差引税額軽減額 1,760 万円(2,160 万円-400 万円)

当事務所においても各種変額年金保険は取り扱っておりますので、お気軽にお問い合わせ願います。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 1 番 1 6 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

